

そ の 他（連絡事項）

## 「愛媛県国民健康保険運営方針」の見直しについて

### 「愛媛県国民健康保険運営方針」の概要

#### 【内容】

県単位での国保運営を行うための基本的な方針となるもので、

○医療費や国保財政の見直し

○納付金等の算定方法

○医療費適正化の取組み

などを定めている。

#### 【対象期間】

平成30年度～令和2年度（3年間）

⇒ 令和2年度に見直しが必要となる。

### 方針見直しにおける主な論点

○法定外繰入等の解消について

○保険料水準の統一について

○医療費適正化の更なる推進について

### 方針見直しスケジュール（案）

4月～10月 市町等関係機関との協議・意見調整

11月 改定（案）を作成、市町に意見聴取

12月 パブリックコメントの実施

2月上旬 愛媛県国民健康保険運営協議会に諮問・答申

3月下旬 知事による決定・公表

# 愛媛県国民健康保険運営方針の概要

## 第1章 運営方針の基本的事項

- 策定目的…平成30年度以降、県と市町が共通認識のもと事務を実施
- 役割分担…県＝財政運営、市町＝資格管理・保険料賦課徴収・給付など
- 期間…3年→PDCAサイクルによる見直しを実施

## 第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 本県の医療費水準は高く今後も増加傾向

[医療費推計と将来見通し]

H23	H24	H25	H26	H27
1,364	1,362	1,372	1,381	1,403

(億円)

H30	H31	H32
1,468	1,494	1,520

- 市町国保の実質収支は多額の赤字

[実質収支の推移]

H25	H26	H27
▲12億円	▲30億円	▲41億円

※赤字解消は被保険者の保険料負担に配慮し、計画的・段階的に実施

- 一般会計繰入や繰上充用を行うことなく収支の均衡を図ることが重要
- 赤字市町ごとに要因を分析し、赤字解消計画(取組内容や目標年次)を設定

## 第3章 国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法

- 県内の保険料水準は全国に比べ低水準(1人あたり調定額での比較)

1人あたり保険料額…愛媛県:82,676円、全国:92,124円…約1万円の差

- 県内の保険料水準に大きな格差(1人あたり調定額での比較)

1人あたり最高:97,649円(八幡浜市)、最低:61,546円(松野町)…1.6倍

- 賦課方式の状況

料方式:4市、税方式:16市町 3方式:6市町、4方式:14市町

- 保険料率の統一に優先して医療費適正化・財政健全化を推進

- ・市町ごとに医療費水準や一般会計繰入の状況等に大きな差
- ・保険料率を統一した場合保険料水準の低い市町で保険料急増のおそれ
- ・これまで医療費適正化に取り組んできた市町の成果が反映されなくなる

- 料・税の賦課方式統一については、今後の収納状況や保険料水準を踏まえ検討

- 各市町の納付金額に、市町ごとの医療費水準・所得水準の違いを反映

- 市町ごとに納付金の確保に必要な保険料水準(標準保険料率)を設定し公表

- 保険料水準が一定割合を超えて上昇する市町には激変緩和措置を実施

## 第4章 保険料の徴収の適正な実施

- 収納率は上昇傾向

H25:92.91%(10位)、H26:92.93%(14位)、H27:93.21%(15位)

- 市町ごとの収納率に大きな格差

最高:98.17%(上島町)、最低:91.10%(松山市)

- 市町ごとに収納率目標を設定、収納不足の市町は原因を分析し県に報告

## 第5章 市町における保険給付の適正な実施

- レセプト点検の充実強化
  - 研修会の実施、介護保険との突合、点検項目一覧の作成
- 療養費の支給の適正化
  - 海外療養費情報の共有化、柔道整復療養費の点検強化研修
- 第三者行為求償等の取組強化
  - 第三者行為求償事務アドバイザーの活用
- 事務処理マニュアルの作成、大規模不正請求事案への対応

## 第6章 医療費適正化の取組

- 特定健診受診率の状況
  - 愛媛県：30.6%、全国：36.3%
- 特定保健指導実施率の状況
  - 愛媛県：29.8%、全国：23.6%
- 後発医薬品の使用状況
  - 愛媛県：69.3%、全国：68.6%
- 特定健診受診率等の向上…先進事例の横展開、研修会の実施、医療機関との連携
- 県糖尿病性腎症重症化予防プログラムによる取組の推進
- 「医療費適正化計画」、「健康増進計画」等関連計画との連携
- KDBシステムの有効活用

## 第7章 市町が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進

- 被保険者証等の様式統一
- 被保険者証更新時期の統一
- 事務処理マニュアルの作成
- 市町村事務処理標準システム導入の推進
- 平成30年度以降の継続的な検討

## 第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他関連施策との連携

- 県の取組み
  - ・市町と関係団体が連携する上での必要な支援
  - ・好事例の紹介
- 市町の取組み
  - ・地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みへの積極的参画(国保部門として)
  - ・KDB・レセプトデータを活用した健康事業等対象被保険者の抽出
  - ・個々の被保険者に係る医療・介護・保健・福祉関係者との情報共有
- 他計画の施策との連携
  - ・医療費適正化計画、地域保健医療計画等との連携

## 第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整

- 「国保運営方針連携会議」、「国保事務研修協議会」を活用した意見交換・協議